

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ
第2次取りまとめ（案）」に対する意見公募の実施結果について

令和5年11月28日
経済産業省・資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 第2次取りまとめ（案）」の取りまとめに向け、以下のとおりパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和5年9月29日（金）～令和5年10月29日（日）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、e-mailにより御意見を募集。

2. 提出意見数

113件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、1件の意見に複数の意見が含まれる場合は、回答のわかりやすさの観点から意見を分割して整理しており、数字が合いません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

**「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 第2次取りまとめ(案)」に関する意見公募の実施結果について(別紙)**

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体に関する御意見		
1	再生可能エネルギーの更なる導入拡大に反対。再エネ導入に伴う自然環境・景観への影響に不安がある。安全保障の観点や国民負担の増大の観点も含めて、本当に国益が守れているのか。	再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、2030年度36～38%の導入目標の実現に向けて最大限導入していくことが政府の基本方針です。一方、再生可能エネルギーの導入に際し、安全面、防災面、景観・環境への影響などの地域の懸念が顕在化した例もあります。 こうした地域の懸念に適切に対応すべく、再エネ長期電源化・地域共生ワーキンググループ(以下「本ワーキンググループ」といいます。)での議論を踏まえ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」といいます。)の改正を待たずに、令和5年10月より、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、FIT/FIP認定申請前に取得がない場合、認定を行わないこととしました。
2	今般の措置は、再生可能エネルギーの地域共生を促進する上で重要ではあるが、事業規律の強化により、政府の導入目標達成が困難とならないか。再エネ導入の足かせとならないよう配慮してほしい。	さらに、令和6年4月に施行する改正再エネ特措法では、①説明会の開催などの周辺地域への事前周知(以下「説明会の開催等」といいます。)をFIT/FIP認定の要件とし、適切かつ十分な事前周知がされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととします。また、②関係法令に違反する事業者等に対してFIT/FIP交付金による支援を一時停止するとともに、違反が解消されず認定取消しに至った場合には、違反期間中のFIT/FIP交付金による支援額の返還を命じるなどの措置を講じます。 改正再エネ特措法の施行に向けて、本ワーキンググループでの議論や、本意見公募手続の結果も踏まえ、措置の具体化を進めてまいります。
3	地域固有の事情を国が細かく理解することは困難であるため、FIT/FIP認定のプロセスに自治体の判断を組み入れるべきではないか。	地域と共生した再生可能エネルギーの導入には、自治体との連携が重要です。再エネ特措法では、自治体が定めた条例を含む関係法令の遵守を認定基準として定めており、違反がある場合には所要の手続を経た上で、必要に応じて認定を取り消すこととしています。 また、再エネ発電事業者がFIT/FIP事業を念頭に、関係法令における許認可の申請を行う場合に事業者から十分な情報提供がされるよう、今後、FIT/FIP認定申請に先立って再エネ業務管理システム等への仮登録を行うこととし、自治体から資源エネルギー庁に対する情報共有ができるようにする(p.4)など、資源エネルギー庁/自治体間での情報共有の更なる円滑化を図っていきます。 加えて、FIT/FIP認定の要件として求める説明会の開催に関しては、 ①低圧の電源であっても、自治体が策定した条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、説明会の開催を求める(p.8) ②説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲について、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える(p.19) ③自治体が策定した条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合には、FIT/FIP認定申請前に加えて、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間にも説明会の開催を求める(p.25)など、自治体が関係する仕組みとしており、これらの措置等を通じて、地域の実情を踏まえながら地域と共生した再エネ発電事業の実施を促進していきます。
4	説明会の開催等の事業規律の強化に係る制度については、特にしっかり運用・執行ができるよう、実効的な制度としてほしい。前提となるトラブル案件に関する情報収集にも努めてほしい。	頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。また、資源エネルギー庁HPに設置した「再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム」の運用等を通じて、適切な情報収集に努めてまいります。
5	関連省令の施行時期はいつを想定しているのか。周知期間を十分に確保し、新たに措置される説明会等への準備に配慮してほしい。	今般の改正再エネ特措法の施行に伴う関連省令の施行日は、改正再エネ特措法の施行と併せて、令和6年4月1日とする予定です。その上で、同省令については、一定の周知期間を確保するため、施行日の一定期間前に公布する予定です。
6	再生可能エネルギーに関わる政策が多く、それぞれの関係性が分かりづらい。政府として、分かりやすく情報発信をしてほしい。	また、御指摘のとおり、今般の措置を含めて、再生可能エネルギーに関する政策・制度を分かりやすく事業者や周辺地域の住民に周知・広報することは重要と考えています。資源エネルギー庁HPの特設サイトやパンフレット等も使いながら、制度間の関係性や、手続フロー・スケジュールなどを分かりやすく説明していきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化 (p.2-4)		
7	認定手続の厳格化の対象となる関係許認可の範囲について、森林法に基づく「林地開発許可」は含めるべきではない。	<p>今般の措置は、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可について、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP認定の申請要件とするものです。(p.2)</p> <p>①森林法における林地開発許可 ②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ③砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可</p>
8	認定手続の厳格化の対象となる関係許認可の範囲について、森林法に基づく「保安林指定解除」は含めるべき。	<p>これらの許認可については、前述のとおり、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであり、周辺地域の安全性への影響の観点から、対応の必要性・緊急性が特に高いことに鑑みて、今般の措置対象とするものです。①～③以外の許認可についても、当該許認可による保護法益や、事業実施に当たってのリードタイムに与える影響等を総合的に勘案し、認定手続の厳格化の対象とすべき理由が認められる場合は、同様に、その許認可をFIT/FIP認定の申請要件とすることを検討する必要があります。このため、引き続き、資源エネルギー庁において必要な情報収集を行い、FIT/FIP認定の申請要件として追加すべきと考えられる許認可がある場合は、必要な対応について、本ワーキンググループで御議論いただくこととしています(p.2-3)。</p>
II 説明会等のFIT/FIP認定要件化 (p.5-30)		
(1) 論点横断的な御意見		
9	事業規律の強化の観点から、周辺地域の住民に対する説明会のみでは不十分。「周辺地域の住民の同意」をFIT/FIP認定要件とするべきではないか。	<p>御指摘の点について、本ワーキンググループの中間取りまとめ(令和5年2月)においては、「FIT/FIP制度における地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、下記の点に留意する必要がある。…行政庁の許認可において事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、私人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべき。…」とされています。</p> <p>こうした点を踏まえ、今般の再エネ特措法改正においては、説明会の開催等をFIT/FIP認定の要件とし、適切かつ十分な事前周知がされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととしました。</p>
10	説明会の開催等については、非FIT/非FIPの再エネ発電事業については適用されないのか。	<p>今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP認定の要件とするものですが、非FIT/非FIPの再エネ発電事業においても、適切な事業規律の確保を進めていくことは重要です。</p> <p>このため、非FIT/非FIPであって補助金の交付を受けて行っている事業については、補助金の交付に当たって、FIT/FIP認定の要件を踏まえた水準の規律を求めることとしており、今般の措置の施行後は、この措置の趣旨を踏まえた対応を求めていく予定です。</p>
11	改正再エネ特措法の施行前に既に説明会を行っている場合について、施行後にFIT/FIP認定申請を行うときに、当該説明会をもってFIT/FIP認定の要件を充足するものとするのか。	<p>改正再エネ特措法の施行前に行った説明会が、改正再エネ特措法において求めるFIT/FIP認定要件を全て充足するものである場合には、当該説明会をもってFIT/FIP認定の要件を充足するものとして取り扱います。</p>
12	過度に硬直的なルールとしたり、過度に緩やかなルールとしたりすることで、説明会の開催等が形骸化等しないよう、要件を適切に設定してほしい。事業者による虚偽の説明、脅迫、不合理な説明会の日時・場所の設定など、モラルハザードを起すことのないよう厳格な対応をお願いしたい。	<p>今般の措置の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります(p.5)。本ワーキンググループにおいても、上記の趣旨・目的を整理した上で、御指摘のような形骸化等が発生しないよう、各種要件の検討を進めてきたところです。</p> <p>また、今般の措置における要件は、上記の趣旨・目的に沿った説明会等を実現するための基本的な考え方ですが、説明会等を通して再エネ発電事業に対する地域の理解・信頼を高めていくためには、地域の実情等を踏まえた追加的な説明や対応を柔軟に行うことを含め、整理された認定要件を基礎として、更なる取組を実施していくことも重要であると考えています。また、資源エネルギー庁においても、今般整理される説明会等の認定要件について、上記の説明会等の目的・趣旨に照らして不断の見直しを行い、要件の充実化を図ることが重要であると考えています。再エネ特措法を運用する中で、積極的な情報収集に努め、地域の懸念を適時適切に把握し、これにしっかりと対応してまいります(p.5-6)。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	説明会に出席する周辺地域の住民の負担にも配慮されたい。繰り返し説明会に出席することがないよう、制度設計をお願いしたい。特に、他制度に基づく説明会に関して、事業者・周辺地域の住民の双方の追加的負担とならないよう、なるべく再エネ特措法上の説明会を兼ねるように要件を整理してほしい。	説明会の開催に当たっては、説明会の日時・場所を明確にした上で、開催2週間前までに開催案内を実施するよう求める(p.26)など、周辺地域の住民の御負担の観点に留意しているところですが、頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。 また、他法令・条例に基づく説明会との関係については、FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会において、再エネ特措法に基づく説明会に関する各要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、FIT/FIP認定要件としての説明会を行ったものとして取り扱う(p.9)こととしました。こうした制度的整理は、周辺地域の住民の御負担の低減にも資するものと認識しています。特に、各制度間の整合性については、本ワーキンググループにおいて特に丁寧が御議論がなされ、本取りまとめにおいて具体的なタイムラインなどが整理されています(p.24-25)。
14	周辺地域の住民等の個人情報・プライバシーへの配慮が必要ではないか。説明会の開催等に係る出席者名簿等や、説明会の録音・録画データの作成・保管・提出に関しては、周辺地域の住民への萎縮効果に配慮すべき。説明会に出席する住民が、出席者名簿への記名や説明会の録音・録画を拒否した場合は、どのように取り扱うのか。	説明会の開催等に係る運用の詳細設計に当たっては、御指摘のとおり、周辺地域の住民等の個人情報・プライバシーにしっかり配慮していきます。例えば、説明会の録音・録画について、①周辺地域の住民の背面側からの録画を求めること、②録画・録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が対外公表することはプライバシーの保護の観点から許容されないこと、などを明確化していきます。
15	説明会に参加する周辺地域の住民等については、身分証の提示や出席者名簿への記名等に協力すべき旨を明確化されたい。また、住民等の代理出席の取扱いも明確化されたい。	周辺地域の住民の方々の説明会に参加するためには、出席者名簿への記名や説明会の録音・録画が参加の前提となります。詳細については、頂いた御意見も参考に、今後具体的な制度設計を進めてまいります。 また、制度の明確性・予見性を確保する観点から、説明会の出席者は、原則として周辺地域の住民本人としますが、お尋ねの代理出席の詳細については、今後具体的な制度設計を進めてまいります。
16	住民による認定取消しの申立ては可能なのか。多額の資金を投入した後に、一部の反対住民等によって認定取消しが申し立てられたり、些細な事象で認定が取り消されたりする可能性がある場合には、事業の安定性が著しく損なわれ、金融機関の融資等も得られなくなり、事業の推進が困難になる。説明会が要件を満たすことについて、お墨付きをもらった上で、その後は原則として説明会を原因とした認定取消しが無いよう明確化してほしい。	今般の説明会等の開催は、FIT/FIPの認定要件として求めるものであり、認定時に虚偽の説明を行ったことや、説明会の認定要件を満たしていないことが認定後に判明した場合には、FIT/FIP認定取消しの対象となります。 また、説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備することなどを予定しています。この通報を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出を求めるとしてあります。御指摘の「事業の安定性」の観点も踏まえ、その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP認定の認定基準として、説明会の全景の録画及び録音と、その保管を求めるとしてあります(p.27)。
(2) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲		
17	低圧の電源についても説明会の開催を求めべきではないか。	説明会の開催を求める電源の規模については、周辺地域や周辺環境へ及ぼし得る影響の程度を踏まえて決定する観点から、本ワーキンググループにおける議論を踏まえて、以下のように整理しています(p.7)。 ①特別高圧・高圧(50kW以上)の電源については、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会の開催を求めます。 ②低圧(50kW未満)の電源については、原則として説明会以外の手法での事前周知を求めますが、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合は、説明会の開催を求めます。 ③住宅用太陽光発電(10kW未満)は、事前周知要件の対象外とします。
18	「複数の電源が至近距離内に集合する場合」の取扱い(p.7-8)について、このような規制は必要ない。	御指摘の「複数の電源が至近距離内に集合する場合」については、高圧以上の事業が低圧の事業に分割されることで、実質的には高圧以上の電源として周辺地域や周辺環境への影響が及び得るにもかかわらず、説明会の開催を回避することを認めるべきではないとの考え方の下、本ワーキンググループにおける議論も踏まえ、説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲における定量基準の距離内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計した出力により、説明会等の開催の可否を判断することとしています(p.7-8)。
19	「実質的支配者」の定義や、その取扱いについて、適切に具体化・明確化すべきではないか。例えば、再エネ発電事業者の信用力が悪化したときなどに、金融機関が関与して、①当該事業者の株式等を他の者に移転させる場合、②他の事業者に事業譲渡がされる場合は、「実質的支配者の変更」又は「事業譲渡」に該当するものとして、改めて説明会の開催等が必要となるのか。	「実質的支配者」の定義等については、頂いた御意見も参考に、今後具体的な制度設計を進めてまいります。 なお、御意見で例示されているケースについては、①は「実質的支配者の変更」として、②は「事業譲渡」として、それぞれ改めて説明会の開催等を行う必要があります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	低圧の電源でも説明会の開催を求める「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」とは、具体的にどのようなエリアか。具体的に記載すべきではないか。	御指摘の「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」については、本取りまとめp.8において、既に具体的に記載されていますので、当該箇所をご覧ください。 その上で、地域との共生を前提に、2030年度36～38%の導入目標の実現に向けて、再生可能エネルギーを最大限導入していくことが政府の基本方針です。こうした基本方針の下、安全面、防災面、景観・環境への影響などの地域の懸念に適切に対応すべく、本ワーキンググループでの議論を踏まえ、再エネ特措法の改正を待たずに、本年10月より、災害の危険性に直接影響を及ぼしうような土地開発に関わる以下の許認可について、FIT/FIP認定申請前に取得がない場合には、認定を行わないこととしました。 ①森林法における林地開発許可 ②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ③砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可 こうした措置と併せて、低圧の電源であっても「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」については説明会の開催を求めることを通じて、地域と共生した再エネ導入を図っていきます。
21	「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」については、そもそも再エネの開発を禁止すべきではないか。	低圧の電源であっても、自然環境・景観の保護を目的として条例で定められた保護エリア内に設置する場合については、条例に基づく許可・届出等の対象か否かにかかわらず、説明会を開催する必要があります。
22	「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」として、「条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア」とあるが、保護エリア内に設置予定の場合であって、当該条例に基づく許可・届出等の対象事業でない場合でも、説明会の開催は必要となるのか。	低圧の電源であっても、自然環境・景観の保護を目的として条例で定められた保護エリア内に設置する場合については、条例に基づく許可・届出等の対象か否かにかかわらず、説明会を開催する必要があります。
(3) 説明会の内容(説明事項・議事等)		
23	説明項目・説明事項について、どこまでの説明が求められているのか。網羅的な説明を行う場合、不必要に説明会が長時間となるおそれのある項目もあるが、効率的な説明を行うことができるよう、制度設計をお願いしたい。	説明項目・説明事項については、本ワーキンググループにおいて、提供される情報の適切性・十分性の観点から議論が行われ、具体的な説明事項として、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置の6つの説明項目を掲げた上で、それぞれの項目における説明事項が整理されています(p.10-17)。 このうち、⑥事業の影響と予防措置について、本ワーキンググループにおいては、安全面、景観、自然環境・生活環境、廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、次の(1)～(4)の考え方にに基づきつつ、関係法令に係る基準・運用や本ワーキンググループにおけるヒアリング結果などを踏まえて、更に詳細な説明事項が整理されています。 (1)電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されることが重要であること。 (2)事業の影響と予防措置に係る説明事項は、個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められるため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方に限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求めること。 (3)説明の仕方の選択に当たっては、本ワーキンググループで示された説明の仕方(本取りまとめの参考資料の参考2等参照)が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択すること。 (4)整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされる必要があること。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明が必要であること。
24	事業者による正確な説明を担保するため、事業者が説明会において用いる資料についても一定程度定める必要があるのではないか。特に安全面の説明に関しては資料の正確性が重要であり、事業の効果や予測結果についての説明を求めてほしい。	さらに、その安全面の説明については、本ワーキンググループにおいて、令和5年5月に関係省庁間で取りまとめた「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」において整理された以下の事項について、この申合せにおける整理に準拠する形で事業の影響を説明するとともに、適切な予防措置が講じられていることを説明するよう求めることが整理されています。 ・斜面への設置 ・盛土・切土 ・地盤強度 ・排水対策 ・法面保護・斜面崩落防止策 ・防災施設の先行設置 ・設備設計 ・施工後の管理の継続性 ・事業終了後の措置

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	FIT/FIP認定申請のタイミングにおいては、事業を行うか否かも決まっていない場合や、事業設計の途中である場合もあり、説明会において説明すべき情報(保守点検責任者等)が特定できないことがある。また、環境アセスメント対象事業の場合、アセスメント手続の中で電源の配置を含め、事業計画の内容が変わることがある。早期のタイミングでの説明会において、後に変わり得る計画を前提として説明をすると、不十分・形骸化した説明に繋がり、住民に対して誤解を与えるおそれがある。	<p>FIT/FIP認定申請は、再エネ特措法第9条第1項において、「再エネ発電事業を行おうとする者」が行うこととされており、御指摘の「事業を行うか否かも決まっていない場合」に認定申請が行われることは想定されていません。また、FIT/FIP認定申請を行う際には、申請書に保守点検体制等を示す書類の添付を求めており(再エネ特措法施行規則第4条の2第2項第6号)、FIT/FIP認定申請までに保守点検責任者が決定していることが想定されています。</p> <p>その上で、今般の措置においては、例えば、環境アセスメントの対象事業については配慮書作成前の段階での説明会の開催を求めると、事業の初期段階から説明会の開催を求めるとしていません。こうした事業の初期段階での説明会においても、説明会の要件として定める説明事項については、全て説明される必要があります。その上で、各時期における説明会について、例えば、配慮書作成前の段階での説明会では、「配慮書作成に当たって想定している再エネ発電事業の規模等を前提に説明」する旨(p.25【参考6】)など、事業段階に応じた説明について、本ワーキンググループにおいて議論がなされ、本取りまとめにも反映されているところです。</p> <p>なお、環境アセスメント対象事業については、御指摘のように環境アセスメント手続の中で計画の変更があることも想定されるため、FIT/FIP認定後、「評価書の公告から工事着手までの期間」にも説明会を開催することとし、当該説明会において、確定した計画内容を前提とした説明を行うこととなります(p.25【参考6】)。</p>
26	既設導水路活用型の中小水力発電設備は、基本的に既設導水路を活用して電気設備と水圧鉄管を更新するものであることや、既設発電所は水利権を得て運転を行っていることから、説明会における説明事項については、更新工事に伴う内容が対象となり、工事対象とならない部分については対象外又は省略可と考えてよいか。	既設導水路活用型の中小水力発電設備について、他の電源種・区分と異なる取扱いをすることは想定していません。なお、事業の影響と予防措置に関する説明事項については、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明が必要となります(p.13)。
27	土地権原取得状況の説明について、土地の権利関係に係る契約書の内容は様々な要素を含んでおり、複雑であるため、その全貌の説明は困難である。また、土地所有者の個人情報・プライバシーにも配慮し、土地所有者と権原取得済の土地が一对一で紐づく形式での情報公開は必須ではないことを明確に示されたい。	土地権原取得状況に関する説明事項については、本ワーキンググループにおいても、土地所有者等のプライバシーの配慮の観点等について議論がなされ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求めるとしました(p.11)。説明事項の詳細については、頂いた御意見も参考に、今後具体的な制度設計を進めてまいります。
28	説明事項には「騒音・振動」が含まれているが、風力発電設備に係る「低周波音」も含めるべきではないか。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日 環境省水・大気環境局長)では、「風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱うこと適当であること、風力発電施設から発生する「20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない」こと、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」ことが示されております。今般の整理は、こうした点や、本ワーキンググループでの議論を踏まえたものです。
29	大気環境への影響(大気質)、水環境への影響、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響(動物、植物、生態系)について、環境アセスメント対象事業以外も、説明会の説明項目とすべき。	環境影響評価法は、特に大規模な発電所の設置又は変更の工事の事業を対象としており、その前提のもとに、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(以下、「発電所アセス省令」という。)においてこれらの参考項目(環境影響評価法に基づく環境影響評価の項目を選定する際、発電所アセス省令において勘案することとされている項目。以下、単に「参考項目」という。)が設定されています。このため、これらの事項に関する説明については、環境影響評価法の対象事業(第一種事業・第二種事業のいずれも含む。)に限って求めることとしています(p.15)。
30	再エネ発電設備の設置工事に伴うCO2排出量の予測を説明するべきではないか。	再エネ発電設備の設置工事に伴うCO2排出量については、環境影響評価法において、参考項目とはされていません。今般の整理は、こうした点や、本ワーキンググループでの議論を踏まえたものです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
31	再エネ発電事業のメリットについてもしっかり説明をするべきではないか。	説明会等を通して再エネ発電事業に対する地域の理解・信頼を高めていくためには、地域の実情等を踏まえた追加的な説明や対応を柔軟に行うことを含め、今般整理された認定要件(説明項目等)を基礎として、更なる取組を実施していくことも重要であると考えています。この点、御指摘の「再エネ発電事業のメリット」については、認定要件としての説明項目に直接的に含まれるものではありませんが、再エネ発電事業者が地域からの信頼を獲得するためにはこうした説明を行うことも有用であり、追加的な説明を行うことを妨げるものではありません。
32	説明会の議事(質疑応答等)について、周辺地域の住民から不合理な質問や要求が繰り返された場合でも、事業者は誠実な対応が必要なのか。「誠実な回答」「誠実な対応」の内容が曖昧である。質疑応答の目安時間や説明会の定足数等を設定するなど、事業者にとって過度な負担となる制度設計とならないようにしてほしい。制度を不断に見直していく過程では、必要に応じて、要件の緩和も含めた多角的な検証を行ってほしい。	今般の措置において、説明会の対象は「周辺地域の住民」としてはいますが、本取りまとめにおいて、その具体的な範囲や範囲を確定するプロセスは明確化されており(p.18-23)、これにより事業の予見性を確保していきます。なお、「周辺地域の住民」以外の者は、今般の措置における説明会の対象ではありません。 また、説明会の開催に関するFIT/FIP認定の要件に関しては、本ワーキンググループでの議論を踏まえ、定量的要件により画するとかえって形骸化を招くことから、再エネ発電事業者の「誠実な回答」「誠実な対応」を求めることとしています。その上で、誠実な対応を担保するため、質疑時間超過後に残った質問等に対応する観点、又は質問等の内容を客観的に確認する観点から、説明会後に事業者が一定期間(2週間)、質問募集フォーム等を設け、当該フォームに提出された質問等に対して、事業者が書面等において誠実に回答することを求めることとしています。
33	説明会の開催に当たり、①事業者による誠実な説明を妨害する住民、②周辺地域の住民に扮した部外者の出席は許されないようにすべき。説明会を妨害する目的で隣接地の土地所有者等となるなどの行為も防止されるべき。	いずれにしても、今般整理される説明会等の認定要件については、説明会等の目的・趣旨に照らして不断の見直しを行い、要件の充実化を図ることが重要であると考えています。このためにも、再エネ特措法を運用する中で、積極的な情報収集に努め、地域の懸念を適時適切に把握し、これにしっかりと対応してまいります。
34	説明会に参加する住民は、質問すべき点が分からないことも多い。必要な知識等をまとめたマニュアルを作成すべき。	御指摘や本ワーキンググループにおける整理(p.12脚注15)を踏まえ、説明会における説明事項・議事・開催時期等も含めた今般の制度を分かりやすく住民や事業者に対し周知・広報することが重要であることから、資源エネルギー庁HPの特設サイトやパンフレット等も用いながら、適切に説明を行ってまいります。
35	同じ内容の説明会を何回かに分けて開催することが必要となる場合がある(p.17)とのことだが、この場合、各説明会において同じ説明がなされていることをどのように担保するのか。	FIT/FIP認定申請時に、説明会を開催したことを証する資料として、開催案内を実施したことを証する資料・説明会の議事録・出席者名簿・配布資料・質問募集フォームにおける質問等と回答・説明会概要報告書の提出を求めるとしています(p.27)が、同じ内容の説明会を何回かに分けて開催した場合については、各回に係る前述の資料の提出を求めるとします。
36	質問募集フォームへの質問提出について、住民の負担軽減のため、電話による質問提出を認めるべきではないか。	質問募集フォーム等において提出された質問に対する事業者の回答は、透明性・明確性を確保するために書面で行うこととしており、これと同様に、質問提出についても書面での提出をお願いします。
(4)周辺地域の住民の範囲		
37	定量基準では、事業実施場所の下流域に居住する住民など、説明会に出席すべき「周辺地域の住民」が網羅できていないのではないか。	説明会等の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要である一方、事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応も重要です。このため、定量基準に加えて、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える(市町村から意見がない場合には、定量基準の範囲を適用する)こととしています(p.18, 19)。 例えば、御指摘の「事業実施場所の下流域に居住する住民」などについては、定量基準の範囲には含まれない者であっても、地域の実情を踏まえ、説明会への出席を認めるべき者と市町村が判断して意見を示した場合は、当該意見を尊重し、当該者は「周辺地域の住民」に加わることとなります。
38	「周辺地域の住民」以外の者について、事業者の任意の判断により、説明会への出席を認めることはできるのか。	「周辺地域の住民」以外の者について、事業者の任意の判断により、説明会への出席を認めることは妨げられません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
39	再エネ発電事業に詳しくない住民であっても説明内容を理解できるよう、事業者は、説明資料を可能な限り分かりやすくするなどの工夫をするべきではないか。また、説明会では、高度に専門的な説明がなされる可能性があり、住民がこれを理解することは困難である。専門家などの外部の有識者等の出席も認めるべきではないか。	御指摘のとおり、説明会の開催等に当たっては、周辺地域の住民にとって分かりやすい説明を行うことが必要です。こうした観点から、説明項目に応じて、図面やイメージ写真を用いた説明を求めることとしています。 その上で、説明会に参加する者については、本ワーキンググループにおいて、「制度の予見性を確保する観点からは、…客観的な基準で画されることが重要である」(p.18)といった議論がなされており、こうした議論を踏まえ、専門家などの外部の有識者等については、「周辺地域の住民」に含めていません。
40	基準となる「事業場所」については、原則として、再エネ特措法における発電設備の設置場所を指し、発電設備のみならず、遮断機などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所も含む(p.21)とされているが、それぞれの設備の周辺地域の住民に対して説明の必要が生じるのか。説明会の開催回数が多くなり、住民や事業者にとって過度な負担を課すものではないか。	御理解のとおり、「事業場所」とは、原則として、再エネ特措法における発電設備の設置場所を指し、発電設備のみならず、遮断機などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所も含みます(p.21)。したがって、定量基準は、これらを含む再エネ発電事業計画の認定地番の敷地境界から一定距離の範囲内として設定します。 その際に、各設備の周辺地域の住民に関して、それぞれ説明会を開催するか、又はまとめて開催するかについては、一回の説明会に多くの住民が参加することで円滑な説明会の進行ができない事態が発生しないこと等を考慮した上で、住民からの質問等に誠実に対応することができる適切な規模で開催されることが必要です。
41	再エネ海域利用法の適用事業は説明会の開催等の適用対象外と整理されているが、陸上の開閉所や変電所等も適用外との認識でよいか。	FIT/FIP認定の要件としては、御認識のとおりです。その上で、本取りまとめにおいても、「再エネ海域利用法の適用事業は、地域との調整を図るべき事項について、同法に基づく法定の協議会での説明がなされている。この点に関し、公募による事業者選定後の協議会において、事業者が、FIT/FIP 認定の要件とする説明会において求められる説明事項を参考としつつ説明をすべき旨を、同法のガイドライン等で明確化する必要がある。」(p.10脚注13)とされており、これを踏まえた対応について検討してまいります。
42	事業者としては、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者をどうやって特定するのか。所有者不明の場合はどうするのか。例えば、計画地に標識を設置することで、周知することは考えられないか。	再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者を「周辺地域の住民」に加えるに当たって、御指摘の論点についても本ワーキンググループで議論がなされ、「相続等による権利関係の複雑化への対応や個人情報保護の観点から、事業者が具体的な土地/建物所有者を特定することが困難なケースがあり得ることから、開催案内の取扱いに留意が必要」との整理がなされています(p.22)。そこで、住民(居住者)のみならず、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者に対しても開催案内ができるよう、資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の開催情報(時間・場所等)の提供を求めることとしています(p.26)。
43	再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者に対して、登記簿謄本の写しの持参を求めるのは過度な負担ではないか。	土地/建物所有者が説明会に参加する際の書類については、参加者が再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者に該当することを確認するためにどのようなものが適切か、頂いた御意見も参考に、今後具体的な制度設計を進めてまいります。
44	定量基準の範囲内に住民(居住者)が存在せず、かつ、市町村からも意見がない場合であっても、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者がいる可能性を念頭に、説明会を開催しなければならないのか。	御理解のとおりです。説明会を開催し、参加者がいないことを確認いただく必要があります。
45	「周辺地域の住民」の範囲について、市町村への事前相談に際して、市町村が合理的な根拠なく範囲を拡張することで、必要以上に事業者の負担が増えることを防止すべきではないか。	市町村への事前相談については、公平性・中立性を確保するためのプロセスの透明化が必要であることから、再エネ特措法のガイドラインにおいて、事業者が自治体に対して事前相談を行う際の様式、自治体が事業者に「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者を示す際の様式を示しつつ、これらを書面で行う旨が、本取りまとめにおいて明確化されています。この様式については、自治体の事務負担の軽減の観点から、可能な限り簡潔なものとしつつも、自治体による判断の透明性を確保するため、「周辺地域の住民」に加えるべき者がいる場合は、その理由を併せて示すことが可能なものとするとしています(p.22)。
46	「周辺地域の住民」に関する市町村への事前相談について、その方法や相談先が曖昧ではないか。	様式の内容や事前相談の詳細については、今後の詳細設計において明確化してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
47	市町村への事前相談の結果として、「周辺地域の住民」の範囲に、住民(居住者)以外の者が追加されることは想定されているのか。	市町村への事前相談については、定量基準の範囲外であっても、地域の実情を踏まえて、事業実施により影響を受けるおそれがある地域を特定し、当該地域の住民(居住者)に対しても適切かつ十分な説明が実施されるようにすることがその趣旨です。 このため、住民(居住者)以外の追加は想定していません。
48	原則として、隣接市町村への相談も義務付けるべき。また、相談内容については、例えば「市町村会」において定期報告するよう求めるべき。	また、相談先は、地域の実情を把握する、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村への事前相談を基本としていますが、 ①実施場所が複数の市町村に跨る場合は、その全ての市町村に事前相談を行う必要があり、 ②実施場所が複数の市町村に跨らない場合でも、市町村境に近接して事業が実施されるケースについては、実施場所が属する市町村に、他の市町村への相談の要否を確認し、相談が必要とされた場合には、同様に当該他の市町村に事前相談を行い、その意見を尊重して、当該他の市町村の住民などを「周辺地域の住民」の範囲に加える対応を求めることとしています(p.22)。
(5) 説明会の開催時期		
49	FIT/FIP認定申請前の説明会は、タイミングとして早すぎるのではないかと。運転開始までの間に住民構成等が変化し得るのではないかと。	説明会の開催時期については、本ワーキンググループにおいて、 ①再エネ特措法では、FIT/FIP認定の時点において、再エネ発電設備の設置場所や規模(出力)といった事項が基本的に定まっていることを求めており、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備の設置場所や規模(出力)を確定させた上で、FIT/FIP認定を申請するというフローが基本となること ②説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要となること といった旨について議論がなされ、「FIT/FIP認定申請の3ヶ月前まで実施することを求めることを原則とする」旨が整理されています(p.23)。
50	説明会の開催時期について、認定申請の3ヶ月前までに開催を求めるのは、時期が早過ぎる。事業計画の内容が確定していないため、詳細の説明が困難である。	
51	環境アセスメント対象事業について、住民の質問や意見が反映されるよう、早期のタイミングでの説明会開催を求めるべきではないかと。	御指摘のとおり、環境アセスメント対象事業など、事業実施による周辺地域の住民への影響が大きい等の場合は、説明会における住民の質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保する観点から、事業の初期段階から説明会を開催することが一層重要となります。このため、環境アセスメント対象事業については、通常のFIT/FIP認定申請前の説明会(説明会②)に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会(説明会①)の開催を求めることとします。
52	環境アセスメント対象事業について、説明会②③の意義が不明確である。特に、説明会③の段階では、既に説明会を複数回行っており、どのような意義があるのか。	また、FIT/FIP認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するために、説明会(説明会③)の開催を求めることとします。説明会①②においては、以後の環境アセスメント手続による計画変更があり得ることを前提とした説明となる可能性もあるため、環境アセスメント手続が完了した後のタイミングの説明会(説明会③)は、周辺地域の住民に対して、最終的な計画内容を周知することができるものである点で、意義を有していると考えています。 上記のタイムラインについては、その図解と併せて、本取りまとめにおいて整理していますので、ご覧ください(p.24-25)。
53	条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合(p.25)について、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間に説明会を開催することが条例上要求されていない場合、FIT/FIP認定申請前に説明会を実施すれば、FIT/FIP認定の要件を満たすとの理解でよいのか。	条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合は、当該条例において説明会開催が求められているか否かにかかわらず、FIT/FIP認定申請前に加えて、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間にも説明会の開催を求めることとしています(p.25)。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
54	入札対象案件について、説明会の開催等が求められるのはどのタイミングなのか。	入札対象案件の取扱いについては、本ワーキンググループでの議論を踏まえ、「入札対象外案件と同様に、入札参加時(事業計画提出時)ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会開催又はそれ以外の方法による事前周知を求める(ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す)」と整理されています(p.23脚注25)。
55	2024年度入札の参加予定事業者については、改正再エネ特措法の施行日(令和6年4月1日)より前に、既に環境アセスメント手続の配慮書手続を開始している事業者もいるものと推測される。この場合、「環境アセスメント手続対象事業は、配慮書作成前の段階においても説明会を求める」との要件を満たせないおそれがある。事業の予見性を確保するため、2024年度の入札対象案件に適切な経過措置を設定してほしい。	その上で、2024年度の入札対象案件に関する具体的な取扱いについては、入札実施指針の内容に関わることから、今後、調達価格等算定委員会で御議論いただくこととなります。
(6) 説明会に関するその他の論点		
56	説明会の開催案内について、システムの利用方法を含め、詳細を教えてください。事前周知が効果的となるよう、システムへの反映はなるべく速やかに行ってほしい。	御指摘を踏まえ、システムの整備を含め、速やかに詳細設計を行っていきます。
57	自治体職員などの第三者が説明会に出席し、十分な説明がなされたことを確認してはどうか。事業者が提出する議事録の正確性をどのように確認するのか。	御指摘の点については、本ワーキンググループにおいて議論がなされ、「地域の実情を把握する市町村が説明会に出席することを希望する場合には、市町村が説明会に出席できる」旨を整理しています(p.27)。 また、議事録を含め、事業者が報告した説明会の内容に疑義が生じた場合に検証を行うことができるよう、次の対応を講じることとしています(p.27)。 ①事業者から提出された説明会概要報告書を認定後に公表します。 ②説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備します。 ③住民からの通報等を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出を求めます。その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP認定の認定基準として、説明会の全景の録画及び録音と、その保管を求めます。
(7) 説明会以外の方法による事前周知		
58	説明会以外の方法による事前周知の要件が分かりづらい。提出した概要報告書は公表されるのか。また、録画・録音は不要との理解でよいのか。	説明会以外の方法による事前周知に関しては、本取りまとめp.28-29をご覧ください。 また、御理解のとおり、説明会以外の事前周知の場合についても、概要報告書は公表されます。説明会は開催されないため、その録音・録画は観念されず、不要です。
59	説明会以外の方法による事前周知の場合に、どのような「名簿」を提出すべきか。近年では表札等を掲示していない家庭もあり、名簿を網羅的に作成することは困難ではないか。	御指摘の「名簿の内容」については、頂いた御意見も参考に、今後具体的な制度設計を進めてまいります。
(8) 事業譲渡等の計画変更があった場合の取扱い		
60	「事業譲渡等の計画変更があった場合の取扱い」については、FIT/FIP認定後の論点であることを明確にすべき。	本取りまとめにおいては、例えば、「事業譲渡・実質的支配者の変更による計画内容の変更があった場合には、FIT/FIP認定要件として新規認定時に求める説明会の開催等に加えて、事業譲渡等の契約書の締結後(事業譲渡等が対外的に発表される場合は、その発表後)、変更認定申請前のタイミングにおいても、説明会の開催等を求めることとした。」(p.29)などと記載されており、御指摘の点が、FIT/FIP認定後の変更認定申請に当たっての論点であることは既に明確化されています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
61	事業譲渡の場面において再度の説明会開催を求めることは、事業者に対して過度な負担を課すこととならないか。特に設備の運転開始後の場合は、説明すべき内容に変更は生じないことが多いはずであり、説明会以外の方法による事前周知で十分ではないか。	再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて、既設再エネへの再投資や事業集約を促進することは重要と考えられていますが、当該再エネ発電事業の実施に当たって地域との共生が図られることが大前提となります。事業譲渡のように事業者が交代する場面では、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすい点を踏まえ、事業集約の場合も含め、事業譲渡により再エネ発電事業者が変更される場合には、変更認定時に説明会等の開催を求めることとしています。
62	複数の低圧太陽光発電所を束ねる事業集約化については、こうした取組を促進する観点でも、集約に係る複数事業について、まとめて説明会を開催することができないか。	なお、事業集約に当たって、再エネ発電事業の事業場所の敷地境界から物理的距離が離れた再エネ発電事業に関する説明会をまとめて開催することは、対象となる地域住民の範囲が異なることから、それぞれの再エネ発電事業について説明会を開催する必要があります。
63	「再エネ発電設備の認定出力又はパネル出力(太陽光発電設備の場合)を20%以上又は50kW以上増加させる場合」とあるが、なぜ50kW以上の閾値としているのか。49.9kWの増加について説明会を求めないのは不合理。	御指摘の閾値については、本ワーキンググループにおいて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会開催を求める「大規模電源」の閾値を50kWと整理していることを参考することなどが議論され、「再エネ発電設備の認定出力又はパネル出力(太陽光発電設備の場合)を「20%以上」又は「50kW以上」増加させる場合は、改めて説明会の開催等を求める」ことが取りまとめられています(p.30)。 なお、新規認定時(既に計画内容の変更に伴う説明会を開催している場合には、当該変更時)からの累計増加分が20%以上又は50kW以上となる場合も、説明会の開催等を求めることとしており(p.30)、御指摘の「49.9kW」の出力増を連続して行った場合には、改めて説明会の開催等を求めることとなります。
64	認定に係る地番(土地)を減少させる変更は、周辺環境等に大きな影響を生じさせることもないため、改めて説明会の開催等を求める「再エネ発電設備の設置場所を変更する場合」の対象外としてはどうか。	認定後の地番の削除について、削除された地番の周辺地域の住民にとっては、当初の説明会において当該地番において再エネ発電事業が実施される旨が説明されていることから、当該地番での事業が実施されなくなる旨についても適切に説明がなされるべきと考えます。このため、地番の追加・変更する場合のみならず、地番を削除する場合についても、再エネ発電設備の設置場所を変更する変更認定に当たっては、説明会の開催等を改めて求めることとしています。
III 認定事業者の責任明確化(監督義務)(p.31-33)		
65	今般の措置により、認定事業者は、監督義務に対応するため、委託先の指導、監視、定期報告受領や、経済産業省に対する報告のための追加的なリソースを投入することが必要となり、プロジェクト管理全体への影響が不透明である。更なる行政的手順の追加により、資本費増加にも繋がってしまう。	認定事業者は、現行の再エネ特措法においても、認定基準・認定計画の遵守が求められており、再エネ発電事業の一部又は全部を委託(再委託を含みます。以下同じ。)した場合には、委託先(再委託先を含みます。以下同じ。)も含めて認定基準・認定計画を遵守する必要があります。
66	既に認定事業者が委託先と締結している契約について、書面化する等の対応が必要な場合があるため、その対応に係るスケジュールについては十分に配慮してほしい。	今般の措置は、こうした状況の下で、認定事業者が委託先を適切に監督するために必要な措置を明確化するものです。 既認定事業者においては、現行の再エネ特措法の下でも、委託したのもも含めた再エネ発電事業を適切に実施する必要がありますが、令和6年4月の改正法施行前に十分な周知期間を確保できるよう、速やかに具体的な詳細設計を進めてまいります。
67	認定事業者と委託先との間で締結する契約書について、どのような契約書とすべきか。その雛形や内容を示すべきではないか。	御指摘の点を踏まえ、典型的な委託の事例における望ましい報告の形式や、客観的資料を用いて報告するための証憑の例(事業実施場所の現地の写真など)について、今後の詳細設計において示してまいります。
68	認定事業者と委託先が結託し、監督が実効的になされないような状況をどう防止するのか。	今般の再エネ特措法改正においては、監督義務の実効性を担保するため、 ①従来の認定事業者に対する立入検査・報告徴収に加えて、委託先に対する直接の立入検査・報告徴収を新たに定めています。なお、認定事業者と同様、委託先についても、立入検査・報告徴収に際して、報告懈怠・虚偽報告等があった場合には罰金刑の対象となります。 ②また、こうした立入検査・報告徴収を経て、監督義務違反が認められた場合、認定事業者は、認定取消の対象となります。これらの措置により、御指摘のような事案には、厳格に対応していきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
IV 違反状況の未然防止・早期解消の措置 (p.34, 35)		
69	交付金の一時停止措置については、営農型太陽光に関する法令違反に限って対象外とすべきである。	再エネ特措法における認定事業者は、認定基準・認定計画に従って発電事業を実施することが求められ、認定基準・認定計画に違反した場合は、必要に応じて、指導・改善命令等を経て、認定が取り消されます。この中で、現行制度においては、違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上、FIT/FIP制度における支援は継続することから、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念があります。 今般の措置は、こうした懸念を踏まえて実施するものであるため、御指摘の「営農型太陽光に関する法令違反」に限った措置ではありません。
V 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 (p.36, 37)		
70	運転開始前に、太陽光パネルの型式の変更・出力増加・枚数の増加を予定している。この場合、既存の認定出力を上回った部分が、増出力分とみなされる理解で良いか。	今般の措置は、認定出力の変更を伴わない範囲において、太陽光パネルの出力が増加する場合の特例です。増出力分とは、従前のパネル出力と変更後のパネル出力の差分です。
71	増出力分に適用される「十分に低い価格」(p.36)とはいくらか。	「十分に低い価格」とは、最新の調達価格/基準価格となります。具体的な価格水準は、調達価格等算定委員会の意見を尊重して、経済産業大臣が決定することとなります。
72	太陽光パネルの更新に当たって、パネル枚数が同じでも、太陽光パネルの出力が増加することが想定される。パネル枚数が同じであり、廃棄等費用は変わらないはずなのに、なぜ出力増分の廃棄等費用を一括して積立てなければいけないのか。また、一括して積立てを行うべき額のはどのように計算するのか。太陽光発電事業の実態を踏まえ、過剰な積立てとならないよう配慮されたい。	現行の廃棄等費用については、標準的な太陽光発電に要するkW当たりの廃棄等費用の額を踏まえて算定されており、今般の措置も、こうした点との整合性を踏まえたものです。額の計算方法については、頂いた御意見も参考に、今後具体的な制度設計を進めてまいります。

※上記の他、資料の体裁・配字・平仄・表現に関して頂いた御意見等については、御指摘を踏まえて、必要な修正をさせていただきます。